

市・都民税、所得税の申告はお早めに

申告期限は3月15日です

市・都民税の申告は市役所へ

市・都民税の申告を左の表のとおり受け付けています。所得税の確定申告をする方、給与所得者で勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が提出されている方、所得が年金のみで各種控除の追加がない方は、申告の必要はありません。

●申告に必要なもの

①市・都民税申告書

※1月に発送しましたが、届かない場合は市役所市民税係へ

▼市・都民税の申告受け付け

	時 間	場 所
2月16日(水)～ 3月15日(火)の平日	午前9時～ 午後5時	市役所 市民ロビー
夜間 3月3日(木)・ 4日(金)	午後5時30分 ～7時30分	市役所 市民税係
休日 3月5日(土)・ 6日(日)	午前9時～ 午後4時	

連絡してください。

②マイナンバーカード、または、マイナンバーが記載された書類と本人確認できる書類(運転免許証、健康保険証など)

③昨年中の所得(収入)が分かる書類

※給与・年金などの所得がある方
※源泉徴収票、給与(年金等)支払報告書、給与証明書など

※給与・年金以外の所得がある方
※収入や必要経費を確認できる書類や収支明細書など

④保険料控除、医療費控除、雑損控除、寄附金税額控除、障害者控除、配偶者特別控除などに関する書類(各種控除を受ける方のみ)

●郵送での提出にご協力を

密集を防ぐため、申告書と必要書類は郵送で提出してください。

◇提出 3月15日(消印有効)までに〒196-8511 市役所市民税係へ

※受付印を押した申告受付票が

必要な場合は、宛先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

●上場株式等の配当・譲渡所得に対する課税方式の選択

市・都民税と所得税で異なる課税方式(申告不要制度、申告分離課税、総合課税)を選択することができ、市・都民税においてすべて申告不要とする方は、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」に記入してください。

記入を忘れた方や、その他の課税方式を選択する方は、納税通知書(6月初旬に発送)または特別徴収税額の決定通知書(5月中旬に発送)を受け取るまでに、市・都民税の申告をする必要があります。詳しくは、問い合わせてください。

☆詳しくは、市民税係へ。

所得税の申告は立川税務署へ

所得税、贈与税、個人事業者の消費税・地方消費税の申告を受け付けます。

◇日時 3月15日(火)までの午前8時30分～午後5時(平日のみ/相談は午後4時まで)

※受け付け時に入場整理券を配布します。

※混雑時には、早めに締め切る場合があります。

◇場所 立川地方合同庁舎内の申告書作成会場

※記入済みの所得税の申告書

車・バイクなどの廃車・名義変更手続きはお済みですか

軽自動車やバイクなどにかかる軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(所有名義の方)に課税されます。既に使用していない、他人に譲った、市外に転出する、盗難に遭ったなどの場合は、早めに廃車や名義変更の手続きをしてください。そのままにしておくと課税されます。

受け付け窓口は車種によって異なります(下の表のとおり)。

●125cc以下のバイクなどの廃車・名義変更手続きは市役所市民税係へ

◇手続きに必要なもの

※廃車ナンバープレート、標識交付証明書、所有者の本人確認できる書類

▼廃車・名義変更手続きの車種別受け付け

車 種	受け付け
①バイク(125cc以下)、 農耕・小型特殊	市役所市民税係 ☎544-5111
②軽自動車四輪乗用、 軽自動車四輪貨物	軽自動車検査協会 多摩支所(府中市) ☎050-3816-3104
③二輪の小型自動車、 軽自動車二輪	多摩自動車検査登録事務所(国立市) ☎050-5540-2033
④普通乗用車、 トラック、その他	

※税金関係は、①②③は市役所で、④は立川都税事務所☎042-523-3171で受け付けます。

☆詳しくは、市民税係へ。

※名義変更(ナンバープレートを変更しない場合)は譲渡証明書、標識交付証明書、所有者の本人確認できる書類
※ナンバープレートを返納できない場合は、問い合わせてください。

☆詳しくは、立川税務署☎042-523-1181へ。

は、3月15日まで市役所市民税係でも受け付けます。

※確定申告書作成用のパソコンは、今年から市役所に設置しません。

